

雇用・能力開発機構事業「新規・成長分野企業等エキスパート登録制度」のご案内

この度、雇用・能力開発機構より、同機構で行っている「新規・成長分野企業等エキスパート登録制度」(URL <http://plaza.ehdo.go.jp/expert/index.html> を参照下さい。)への会員技術士の登録の依頼がありましたのでご案内いたします。

雇用・能力開発機構ではベンチャー企業等への支援を実施している官民の各機関・団体等の連携を図り、各種の支援策の効果的な実施や活用促進を図ること等を目的として設置されました「ベンチャー企業等支援ネットワーク」のメンバーの一員としてベンチャー企業等への支援を実施しておりますが、同制度もその一環として開業・事業拡張を行う新規・成長分野企業等が必要とする専門家情報を収集、データベースに登録し、インターネットを通じて全国の中小企業事業主及び起業家等の方々に広く情報を発信し、新たな雇用機会の創出に資することを目的しております。

現在、弁護士・弁理士・中小企業診断士・社会保険労務士の四分野で総勢約2,200人の方を登録し運営されており、月間約1,000件のアクセスがあります。

つきましては、当会としても当会会員を同制度の専門家情報として登録させていただき、同制度を支援したいと存じますので、趣旨をご理解の上、ご協力方よろしくお願いいたします。

1 収集する情報の種類

技術分野専門家情報

新規・成長分野における開業や事業拡張を目指すベンチャー・中小企業が必要とする科学技術に関する専門的なノウハウを有している技術士の情報の提供。

2 登録方法

雇用・能力開発機構のホームページに会員技術士を登録することにより、ノウハウ等の必要な中小企業事業主など、起業家への支援

(1) 情報登録媒体：インターネット

(2) 登録方法：次ページの「専用登録申込書」を出力し、必要事項を記入の上、雇用・能力開発機構あてFAXして下さい。なお、(社)日本技術士会の会員でない方は、お申込みの際に『技術士登録証』のコピー(A4サイズに縮小のこと)も合わせて送付してください。

(3) 登録可能条件：以下の要件を全て満たしていること

技術士(本人)であること。

インターネットが接続できる環境にあること。

E-mailアドレスを保有していること(ただし、フリーメールのアドレスを除く)。

(4) 相談料：会員技術士がインターネット上で表示することとなります。

(5) 登録料：無料

(6) セキュリティ：外部の情報、データの流出・公開は行われません。

3 お問い合わせ先

雇用・能力開発機構 雇用開発部 新規・成長分野支援課 担当：北沢氏、松崎氏

TEL . 045-683-5571 FAX . 045-683-5541

F A X 0 4 5 - 6 8 3 - 5 5 4 1

雇用・能力開発機構 新規・成長分野企業等振興支援事業
北 沢 殿 、 松 崎 殿

新規・成長分野企業等エキスパート登録制度登録申込書

技術士登録番号	
---------	--

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日生
住所	〒
T E L	
F A X	
E m a i l	
日本技術士会会員	会 員 ・ 非会員 (該当する方に 印を付けて下さい)

*この申込書をプリントアウトのうえ、上記項目全てにご記入いただき上記へFAXによりお申し込み下さい。

* (社)日本技術士会の会員でない方は、お申込みの際に『技術士登録証』のコピー(A4サイズに縮小のこと)を本申込書とともに送付してください。